

狭あい道路拡幅整備事業
事前協議等の手続きについて

必要書類等	<input type="checkbox"/> 拡幅整備事前協議書	建築確認申請を行う30日前までに提出して下さい
	<input type="checkbox"/> 道路整備承諾書	建築確認申請が下りるまでに提出して下さい
	<input type="checkbox"/> 使用承諾書	建築確認申請が下りるまでに提出して下さい
	<input type="checkbox"/> 助成金交付申請書	拡幅整備工事の着手前までに提出して下さい
	<input type="checkbox"/> 助成金交付請求書	拡幅整備工事の着手前までに提出して下さい
	<input type="checkbox"/> 自主整備工事完了報告書	拡幅整備工事完了後すみやかに提出して下さい
	<input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税非課税申告書	拡幅整備工事完了後に都税事務所へ自己申告して下さい

東京都台東区税事務所 固定資産税課 土地係
〒111-8606 台東区雷門1-6-1 TEL03-3841-1271

事前協議

拡幅整備事前協議書	提出図面	3部	案内図、求積図、現況配置図、計画配置図
------------------	------	----	---------------------

(申請時には1部でも可。協議終了までに3部提出して下さい)

承諾書

道路整備承諾書 ・ 使用承諾書	提出図面	1部	案内図、求積図、現況配置図、計画配置図
	提出書類	1部	印鑑証明書、土地の全部事項証明書、公図

(提出書類は、原本を提出してください。また、印鑑証明書等の日付はそれぞれ3ヶ月以内でお願いします。)

道路種別	整備主体 (パンフレット参照)	必要な承諾書
区道・ 管理通路	区整備	道路整備承諾書 及び 使用承諾書
	自主整備	使用承諾書
私道	区整備	道路整備承諾書
	自主整備	不要

助成金(パンフレット参照)

助成金交付申請書 (法人の場合は、押印が必要となります)	提出図面	1部	案内図、求積図、現況配置図、計画配置図
	提出書類	1部	助成金交付請求書 (法人の場合は、押印が必要となります) 支払金口座振替依頼書 ※個人の場合は、本人確認ができる公的証明書の写し (運転免許証・健康保険証等、公的機関の発行した証明書の写し)が必要となります。

完了報告

自主整備工事完了報告書	提出書類	1部	工事内容や仕様が分かる写真(工事前、工事中、工事後)
--------------------	------	----	----------------------------

台東区 都市づくり部 建築課 狭あい道路担当

TEL 03-5246-1337

FAX 03-5246-1359

(裏面も参照)

拡幅整備工事

拡幅整備工事は、原則として、区が施工(区整備)します。

ただし、下記に該当する場合、区の指導及び標準仕様書に従って自ら拡幅整備工事(自主整備)を行って下さい。

- 国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体
- 都市計画法第29条に基づく開発行為の許可を受けた者
- 以下の建築工事を行う者
 - ・ 敷地面積が300㎡以上で、かつ、高さが10m以上の建築物
 - ・ 階数が3以上で、かつ、住戸数が15戸以上の建築物

区整備は、建築工事の足場が撤去された後に、現場立ち会いを行い、施工方法や日程等を調整したうえで拡幅整備工事を行います。後退用地内又はすみ切り用地内にある門、塀、水道メーター、等の障害物は、事前に撤去・移設等を済ませておいてください。

また、自主整備の場合も同様に、事前に現場立ち会いを行い、施工方法等を打ち合わせしたうえで、拡幅整備工事を行ってください。

助成制度

拡幅整備工事にあたり、後退用地を整地した場合や敷地内の後退線付近に植栽した場合に対し、拡幅整備終了後、費用の一部を助成します(パンフレット参照)。

助成金の申請は、拡幅整備工事の着手前に、図面を添えて書類を提出して下さい。

なお、植栽についての助成金を申請される場合は、緑化完了報告書も併せて提出して下さい。

ただし、下記に該当する場合、助成金の交付対象から除かれます。

- 拡幅整備工事を自ら行ってもらう建築主(自主整備)
- 宅地建物取引業者が販売または賃貸のための建築物を建築する場合

*請求書及び領収書について…

拡幅整備に伴う地中障害物(集水桝・ガス配管等)の撤去・移設工事に係る費用については、実費が助成金として交付されます(ただし、限度額 20万円)。施工業者からの請求書及び領収書(コピー可)が必要になりますので、以下の点に注意して提出して下さい。

- ① 請求書の宛名は、助成金申請者のフルネームを記入するようお願いします。
- ② 移設工事については、既存のものを移設する工事が対象となり、新規の付設に対する費用は計上できません。
- ③ 撤去・移設工事の内容が確認できる写真(工事前・工事中・工事後)を添付して下さい。
- ④ 請求書には、その工事費の内容がわかる内訳書を添付して下さい。
- ⑤ 請求書及び領収書は、助成金対象工事単独のものとして下さい。
- ⑥ 請求書及び領収書が対象工事単独のものでない場合、助成金対象工事の費用がわかる内訳書が必ず必要になります。
- ⑦ 内訳書がない、または内容が不明確等の場合、助成金が交付できないことがあります。